

平成31年第3回岩泉町議会
臨時会会議録目次

第1号（4月25日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号の上程、報告	5
・報告第1号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を 求めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・承認第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を 求めることについて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・議案第1号 安家地区複合施設建築工事の請負契約の締結に関し議決を求め ることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
・議案第2号 安家地区複合施設電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を	

求めることについて

議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 5

- ・議案第 3 号 安家地区複合施設機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 7

- ・議案第 4 号 準用河川鼠入川河川災害復旧（その 2）工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

閉 会 の 宣 告…………… 2 0

署 名…………… 2 1

平成31年第3回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成31年 4月19日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成31年 4月25日 午後 3時00分				
	閉 会	平成31年 4月25日 午後 3時39分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	6 番	林 崎 竟次郎	7 番	坂 本 昇
	8 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
			危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成31年第3回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成31年 4月25日(木曜日)午後 3時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 5 承認第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 6 議案第1号 安家地区複合施設建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 7 議案第2号 安家地区複合施設電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 8 議案第3号 安家地区複合施設機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 9 議案第4号 準用河川鼠入川河川災害復旧(その2)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

閉会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから平成31年第3回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 3時00分）

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、林崎竟次郎君、7番、坂本昇君、8番、三田地和彦君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、4月25日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎報告第1の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、報告第1号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についての報告を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月25日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。二級町道長下線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月28日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、二級町道長下線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町下有芸字長下地内。

3、契約金額、当初請負額2億5,272万円、第1回変更請負額2億6,240万6,520円、第2回変更請負額2億5,641万6,840円、変更による減額598万9,680円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、舗装工の面積等の変更による減。

次のページに参考資料を添付しておりますので、ごらん願いたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第4、承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第1号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成31年4月25日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例等の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴いまして法改正等に伴う条ずれ、文言の修正等といった所要の整理を行うものであります。

新旧対照表による改正の比較が30ページに及びますので、主な改正内容を記載しております別紙の参考資料で説明をさせていただきたいと存じます。まず初めに、1のふるさと納税制度の見直しでございます。改正内容は、ふるさと納税の対象要件が定められたことに伴うものでございます。特例控除の対象となるためには、総務大臣が定める基準に該当する団体としてその指定を受ける必要がございます。基準の内容は2つございまして、1つ目が寄附金の募集を適正に実施すること、そしてもう一つが、返礼品は寄附金額の3割以下の地場産品であることとなります。この基準に該当しない団体は指定を取り消される場合がございます、その後2年間は指定を受けることができないとされております。

なお、本町におきましてはこの対象要件に該当してございますので、申し添えます。

この改正は、本年6月以降の寄附金から適用となるものでございます。

次に、2つ目でございますけれども、子どもの貧困に対応するための非課税措置についてでござ

ございます。子どもの貧困への対応としまして、ひとり親であります単身児童扶養者のうち、一定以下の所得の者につきましては、住民税の非課税の範囲に加えるものでございます。非課税措置につきましては、平成33年度分の住民税から適用になりまして、その手続等に関する部分は32年1月1日から適用されます。

そして、3点目でございます。軽自動車税の特例等の改正についてでございます。軽自動車税の主な改正は2点でございます。1点目は、消費税の値上げに伴う臨時的軽減措置でございます。引き上げとなる平成31年10月からの1年間に取得した3輪以上の軽自動車の環境性能割について、一定の排出ガス基準等を満たすものについては非課税、その他のものについては2%の税率を1%に軽減するものでございます。

そして、2点目でございますけれども、3輪以上の軽自動車税の種別割に対するグリーン化特例の改正でございます。グリーン化特例は、現在も新規登録後の初回の軽自動車税に対し、排出ガス基準等に応じて適用してございます。この特例を平成32年度から創設される種別割、現在の軽自動車税に対しても同様の方法で初回に限り適用する改正内容となっております。軽減率につきましては、おおむね75%から25%の3段階となっております。

最後でございますけれども、国民健康保険税の改正でございます。改正内容は大きく2点でございます。1点目は、医療費分である基礎課税額に係る課税限度額の改正。毎年やってございまして、これは限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものでございます。

2点目でございますけれども、低所得者軽減における判定基準の改正で、5割軽減は1人当たり27万5,000円だったものを28万円に、また2割軽減は1人当たり50万円だったものを51万円とするものでございます。この改正で低所得者軽減に該当する世帯が増加されることが見込まれるものでございます。

以上が今回の改正内容の主なものとなります。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 条例については何も異議ありませんが、ただ参考資料の2番に子どもの貧困に対応する非課税措置として、平成33年度分からとなると、いい制度でもありながら31年度、32年度が適用にならなくて2年後、3年後になるというふうなことに何か理由づけがあるのかど

うかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

中川税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） この件につきましては、理由ということではちょっとはっきりしたことの把握はしておりませんが、まず準備段階ということで31年度、それから32年度を対象としまして、33年度からというような適用ということになっております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第5、承認第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

平成31年4月25日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙をごらん願います。平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度岩泉町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億6,596万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

平成31年3月29日提出、岩泉町長、中居健一。

今回の補正につきましては、交付税の確定見込みに伴うものが主なものでございます。また、繰越明許費について追加するものでございます。

4ページをごらん願います。歳入で、地方交付税で3億5,599万6,000円を歳入補正をするものでございまして、歳出で財政調整基金に積み立てるものでございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正で、9款教育費、1項教育総務費で、安家小学校教員住宅の移転改築事業、金額が2,454万8,000円でございますけれども、これを繰り越しをお願いするものでございます。安家の校長、副校長の教員住宅でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから承認第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第6、議案第1号 安家地区複合施設建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 安家地区複合施設建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

安家地区複合施設建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名、安家地区複合施設建築工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、2億6,760万2,400円。

4、請負者、住所、久慈市長内町第24地割162番地。氏名、下館建設株式会社、代表取締役、下館康見。

平成31年4月25日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家地区複合施設建築工事の請負変更を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成31年4月26日着工予定、32年3月30日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、木造平家建て一部2階建て、床面積が930.34平米、約282坪でございます。建築、外構、附帯施設、造成一式でございます。機能としましては、役場安家支所庁舎、消防屯所、診療所、集会施設、これは防災拠点、それから避難所機能、備蓄倉庫を備えて

おるものでございます。それから、バス待合所でございます。

次のページに立面図を添付してございます。

また、その次のページには参考資料としまして完成予想図も添付してございます。参考に願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 工事案件はそれとおり特にありませんが、この完成予想図が初めて出てきたことから、これでちょっと質問させていただきますが、一部2階建てというのは消防屯所の分ということと見受けました。完成予想図で見ますと、消防屯所が2階建てでこの高さですね。そして、平家建てのほうの安家支所というのが平家建てなのに2階分以上というか、同等ぐらいの高さなのですが、ここに何か大空間をつくっているのか、それとも何かそこに意図的な部分があるのかというのはいかがなものでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 完成予想図を見まして高いということでございますけれども、これは明かり取りの部分がございまして、全体的に内部が明るいような建物ということで設計をしたということでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 窓もあって、それから明かり取りがとれると思うのですが、その分が大空間となってくると、安家のように温度が低い地域ですと、相当冬場には寒さについての影響があるのではないかと思うのですが、何かもう一つ意図的な、高さは高くしたが、天井は多分通常どおりであるとすると、その大空間が何らかの意図がありそうな気がするために質問しているわけですが、特になければそれでやむを得ないのですが、以上いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 明かり取りの部分は、前のほうが高くなってございまして、後ろのほうの集会施設とか、その他部屋につきましては通常どおりの部分となっておりますので、ロビーが明るいというような意図でございまして、ご了承よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、議案第2号 安家地区複合施設電気設備工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第2号 安家地区複合施設電気設備工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて。

安家地区複合施設電気設備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第
96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、安家地区複合施設電気設備工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、7,052万4,000円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字太田15番地1。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所、所
長、三上茂幸。

平成31年4月25日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家地区複合施設電気設備工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成31年4月26日着工予定、32年3月30日完成予定でございます。

工事概要につきましては記載のとおりでございますが、一番下の発電設備一式につきまして、次のページをごらん願います。参考資料の2としまして、今回太陽光発電の設備を整備しようとするものでございまして、出力が17.1キロワットで、これは不足分のフォローをするものでございます。蓄電池につきましては、備えつけはしてございません。

次のページ、非常用発電設備でございますけれども、こちらをメインで考えてございまして、出力が約40キロワット、燃料タンクが942リットルで、これは24時間稼働をして約3.5日連続運転ができるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 1点だけお願いします。

この太陽電池のほうは17キロ、それから非常用電源で40.8キロと。太陽光のほうは、太陽が照っている間、日中であれば停電になっても太陽光のほうで日中分は17.1キロを供給できるというふうに考えていいのか。ですので、非常用電源は3.5日だけでも、日中そっちの17.1キロを使えば3.5日が5日になったり7日になったりするというふうな考え方でいいのかどうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） そのような考え方で、自家発電のほうは3.5日分ではございますけれども、太陽が照っている間は太陽光発電のほうでフォローすると。それで、全体的に時間を長くするというような考え方でございます。今回の太陽光につきましては、企業局の補助事業を活用したいと考えてございまして、ほぼ100%の補助となりますことから、まず両方で、さまざまな方法で電気を確保したいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、議案第3号 安家地区複合施設機械設備工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第3号 安家地区複合施設機械設備工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて。

安家地区複合施設機械設備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第
96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、安家地区複合施設機械設備工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、9,720万円。

4、請負者、住所、宮古市八木沢3丁目11番5号。氏名、株式会社菊地建設、代表取締役、菊
地和弘。

平成31年4月25日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家地区複合施設機械設備工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成31年4月26日着工予定、32年3月30日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、記載のとおりでございますが、給水設備につきまして、次のページをごらん願います。受水槽設備、これは防災対応となっております。上水用、それから雑用水用を今回設置しようとするものでございまして、上水用につきましては4トンで、雑用水用につきましては40トンを確認するものでございます。上水用につきましては、1人2リッター換算で計算しますと、300人利用しますと約1週間使える規模でございます。今回上水用と雑用水用を分けた理由でございますけれども、死に水となってそのまま水が動かない場合、飲料水として活用できにくいということで、上水と、それから下水と分けて設置をしようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 1点だけお願いします。

この受水槽の上水用と、それから雑用水というところでは、上水と言えは飲料水だけという限定なのか。この上水の中には、水洗トイレとか、そういうふうなものも含めて上水ということなのか。というのは、雑用水ということで今まで使っていた受水槽というか、消防用の貯水槽のような考え方だけの分では死に水が出るという考え方なのか、そこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） トイレ用につきましては、名称が雑用水用と書いておりますけれども、これは飲料水と同様のものがございます。ただ、ずっとストックしておきますと、劣化といいますか、飲み水として適さなくなることが懸念されることから、上水用は絶えず回しておく。雑用水用につきましてはストックをしておきまして、今おっしゃいましたトイレ用とか、あとは洗濯用とか、そんなに悪くはないのですけれども、万全を期したいということで分けている部分でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そのときに2系列にすると、配管工事も2系列になって経費が割高になるかなという気もします。どっちみちオーバーフローしながら、1つのタンクの中で常に水を動かしておいて、余った分については敷地内の側溝を通しながら排水することによって、実は敷地内の側溝関係にも、清掃を兼ねた形でこの水が生きてくるような気がするものですから、そういう検討をなされたかどうかはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 当初は1つのタンクでやろうかなということで考えてもおりましたけれども、やはり水を動かしても、若干動かない部分もあると。それで、飲料水として本当に適正なのかどうかということも懸念をしまして分けたところでございます。オーバーフローにつきましても、やはり維持経費がかかりますので、通常は別ルートで通常の水道を使っておりまして、これはあくまでも非常用ということでストックをしてございますので、その辺を考慮した形で計算をさせていただきました。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第4号 準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第4号 準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事。

2、工事場所、岩泉町鼠入字上鼠入地内ほか。

3、契約金額、8,478万円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

平成31年4月25日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事日数でございますけれども、平成31年4月26日着工予定、平成32年3月15日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、3工区、施工延長合計で252.8メートル、ブロック積み工が1,056平方メートルとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 工事案件については、そのとおりぜひ早期完成をお願いしたいところがございますが、今回の工事について、参考資料によると5者の指名について4者が辞退ということでありまして。こういうふうなときには、入札の案内をしたけれども、辞退したというふうなことでのペナルティのようなものがあるのかないのか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 入札の辞退につきましては、当日まで辞退できることになっておりまして、辞退について次からの指名に関してペナルティとか、そういったものはないということで、これは通知の中にもうたっておりまして、次からの指名でも何ら問題なく参加できるということになります。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） とはいっても、そういう規則の中でも、やっぱり8,000万円クラスのやつが1者の入札となると、結果的には随意契約クラスになるわけです。ですので、今回の場合は特に大災害ですから、非常事態だとは思いますが、現時点でこういう状態が続くのを懸念したり、また対策というふうなのは考えられているのかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回も台風災害の復旧工事ということで、さまざま今皆さん盛んにやっていただいております。町内業者の方々にまず頑張ってもらっていて、これが今回は県北緑化さんのほうで落札という形になっておりますが、成立しない場合は、どんどん町外のほうに広げてはいくのですけれども、この台風災害に関しましては、これまで町外のほうもかなりの数指名してまいりましたが、どこも落札していただけていないと。町内で頑張るところがあれば、これは町内のほうにお任せすると。今後、例えばそういった案件以外でいろいろ指名をする中でこういう事態が起きそうな場合は、それは町外のほうにどんどん広げながら落札してもらおうという形になるかと思えます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第3回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午後 3時39分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

林 崎 竟 次 郎

署 名 議 員

坂 本 昇

署 名 議 員

三 田 地 和 彦
